



第268号
令和7年(2025年)
2月1日発行

鎌倉市議会

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話：0467(23)3000 FAX:0467(23)5825

鎌倉市議会ホームページ

鎌倉市議会

検索

メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

編集発行：鎌倉市議会広報委員会



令和6年(2024年)12月定例会(12月4日～12月23日)

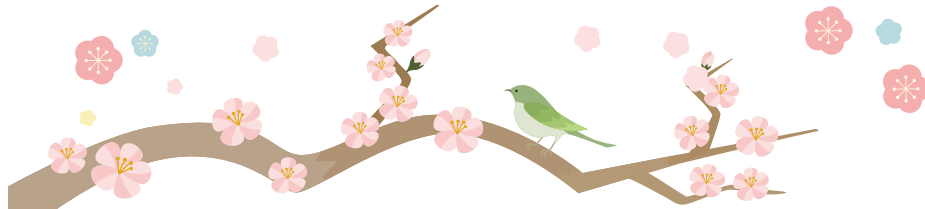
令和6年度一般会計補正予算等を可決

●定例会の概要

- ・12月定例会では、20名の議員が一般質問を行いました。
- ・市長提出議案として、専決処分承認議案1件を承認、条例関係議案7件、補正予算議案3件、その他議案13件を可決しました。
- ・議員提出議案1件を可決、陳情3件を採択、陳情2件を不採択としました。

●定例会の主な動き

12月定例会／本会議(12/4～6、9)……一般質問、議案上程、採決(2面～4面、6面)
各常任委員会(12/11～13、16、19、20)……議案、陳情審査等(5面)
本会議(12/23)……委員長報告、議案上程、採決(6面)



市議会の役割とは？市議会議員の仕事って？

市議会の役割と市議会議員の仕事についてご説明します。

市議会の役割

市議会には、市民の代表として十分な活動ができるよう議決権や調査権などの権限が与えられています。

主な権限は以下のとおりです。

①議決

市政を進めていく上で重要な案件については市議会の決定が必要です。これを議決といいます。市議会が行う議決の主なものは次のとおりです。

- 市の法律ともいべき条例を定めたり改正したりすること。
- 市の予算を定めたり決算を認定すること。
- 市の税金、使用料、手数料などを決めること。
- 一定の金額以上の工事や物件の購入の契約を決めること。
- 副市長、教育長、監査委員などの選任に同意すること。

②市の仕事の調査・検査

市政が市民の期待どおりに適正に行われているかを調べるために、市の事務の検査をしたり監査委員に監査を求めたりします。

③意見書の提出

市の公益に関する事項(市民にとって重要なこと)について、国や県などの関係機関に意見書を提出します。



本会議

本会議とは、全議員で構成する議会の会議のことをいいます。



- 主な内容
- ・市長が議案(市の仕事の計画やお金の使い方など)を提案する。
 - ・議員が市政に対する一般質問を行う。
 - ・委員会で話し合った内容を報告。
 - ・賛成か反対かを採決し、市議会としての意思を決定する。



(鎌倉市議会議場)

市議会議員の仕事

- 本会議や常任委員会、特別委員会に出席し、議案の審議、報告の聴取
- 市民からの相談・要望対応
- 現地調査
- 市役所への相談
- 法令などの調査研究
- 地域イベント参加
- 議会報告会の開催 など



委員会

市の仕事は、幅広く複雑なため、専門的・効率的に審査を行えるよう、鎌倉市議会には次の4つの常任委員会を設置しています。そのほか、必要に応じて特別委員会を設置しています。



総務常任委員会

市の総合計画・財政・デジタル戦略・地域共生など

教育福祉常任委員会

学校・文化財・子ども支援・福祉・市民健康など

市民環境常任委員会

市民生活・観光・防災・ごみ関連・消防など

建設常任委員会

緑地・崖地対策・道路・下水道・庁舎整備など

本会議・委員会ともに傍聴することができます。インターネット中継も行っています。



【今後の定例会開会予定日】2月定例会: 令和7年(2025年)2月12日(水)

※開会予定日は、変更となる場合があります。

かまくら議会だよりは、温室効果ガス排出削減のため、古紙含有率100%の再生紙にCO₂発生を抑制した植物油インキで印刷しています。また、ユニバーサルデザインフォントを採用し、見やすい紙面づくりを行っています。

